

政策決定会議の結果について

(日時) 令和8年6月11日(木) 9時～10時10分

(場所) 印西市役所 本庁舎4階 41会議室

(出席者)

藤代市長、染谷副市長、渡邊教育長

総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長、生涯学習部長、上下水道部長、財政課長、企画政策課長

(欠席者)

野崎副市長、総務課長

(説明員)

スポーツ振興課 : スポーツ振興課長

生涯学習課 : 生涯学習課長、生涯学習課長補佐

企画政策課 : 企画政策課長、阿部主査、清田主査

【令和8-4】 第2次印西市スポーツ推進基本計画策定基本方針(案)について 【スポーツ振興課】

スポーツ基本法第10条において、市町村は、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、現行の「印西市スポーツ推進基本計画」が令和8年度に計画最終年度を迎えることから、令和9年度を初年度とする「第2次印西市スポーツ推進基本計画」を策定するため、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画策定の体制、策定スケジュールなど基本的な方針について策定するもの。

(審議の経過)

【資料の補足説明なし】

○計画策定の体制にある、スポーツ推進審議会は諮問機関なのか。

⇒諮問機関である。

○体系図では意見・助言となっているが、条例に基づき諮問・建議となるのではないか。

⇒条例に合わせた内容で修正する。

(意見)

○スポーツも生涯学習の一つのセクションと考えた場合に、生涯学習ビジョンとのかかわりも検討する必要があると思う。また、スポーツ振興課ではないが、生涯学習ビジョンにスポーツを取り込むということもある。切り離すということもある。

○初回、第2回目の総合教育会議で、今後の生涯学習の在り方についての講演も予定している。それは国の大きな

方向性の話となるが、総論的なものとして感じ取るとよい。

○スポーツ推進基本計画策定が、生涯学習ビジョンに先行して進むので、生涯学習ビジョンの策定状況をみて、生かせるものは生かすとよい。

○理念的なものよりも現実を動かしていくような計画として、様々な具体的な打ち手を意識しながら進めていく必要がある。

【令和8-4】について、決定(体系図の一部修正を行うこと)

【令和8-5】 (仮称)印西市生涯学習ビジョン策定基本方針(案)について 【生涯学習課】

本市では、「印西市教育大綱」と「第3期教育振興基本計画」を一本化し、令和8年度から令和12年度までを期間とする「印西市教育ビジョン」を策定したところである。同ビジョンは、本市の教育の方向性を示すものであるが、主として学校教育を中心に、こどもの学び、教職員、学校と地域の連携等に重点を置いた構成となっている。このため、全世代の市民を対象とした学び、社会教育施設の役割、文化芸術・文化財の継承、市民活動との連携などについては、教育ビジョンと相互に補完しながら、別途、体系的に整理する必要がある。

以上を踏まえ、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、その学びを生活や地域の中で生かすことができる生涯学習社会を実現するため、(仮称)印西市生涯学習ビジョンを策定するもの。

(審議の経過)

【資料の補足説明なし】

○案では計画の期間を3年としているが、長期的な視点に立ったビジョンでなく、短期間に縛られているビジョンとならないか。今後、会議や視察などを経て、どういったビジョンの構成にしていくかも含めて検討していくので、この時点で3年と決めてしまってよいのか。

⇒第2次基本計画、教育ビジョンの終期が令和12年なので、それとの整合を図っている。今回3年としているが、次期ビジョンは、ほかの計画と合わせていくことになる。その際は今回のビジョンの検証を踏まえていきたい。

○近年、計画期間を設けないものもある。教育ビジョンに合わせるというのも理解できるが、もう少し期間に幅を持たせた方がよいのではないか。

⇒教育ビジョンと同じスパンの方がビジョンを立てやすいと考えている。

○期間については、もう少し融通の利くものとして、実施計画などでは期間を定めて実行していくでもよいのではないか。

⇒教育大綱が令和12年となっているので、それに合わせるのも大事と考える。

(意見)

○短期で期間を設け、その後検証しての更新はいいと思う。3年としているが、考え方はそんなに変わらない、しっかりしたものができれば長期にわたる内容となる。

○期間については、今後の検討の中で決めていけばよいと考える。この場では付帯的な意見をつけて決をとることでよいのではないか。

○教育ビジョンと補完しあうものだと思う。同じように期限を定めるのも理解できる。方向性を示すものでもあるので、期限を設けず実施計画などで進行管理する。どちらもわかるが、今回は教育ビジョンと補完しあうものとなるので、同じように期限を設けるべきと考える。

○3年で区切ってもよいと思うが、今回3年で済むもの以外も含まれてくると思うので、その点を整理していく必要もあるのではないか。ロードマップが3年以上となったときに3年でさばけるのであれば3年でもよい。さばけない場合は期間を延ばす、見直しをかけるということができればそれもよい。

○生涯学習ビジョンの策定検討を進める中で、期間を定めていくこととしてもよいのではないか。

【令和8－5】について、決定（計画期間は策定過程で決定すること）

【令和8－6】 印西市アフタースクール事業について 【生涯学習課】

小学校の放課後において、地域社会との交流及び連携を図りながら、希望する児童に対し、放課後に様々な体験や学習ができる場を提供し、体験格差の解消を図るとともに、安全かつ安心な居場所を提供することにより、児童の健全な心身の成長を図ることを目的として実施するもの。

（審議の経過）

【資料の補足説明あり】

○利用者は費用を事業者へ納付し、市の歳入へは入れないということよいか。
⇒そのとおり。実績に応じて利用料と委託料とを相殺して委託料を支払うことを予定している。

○当初予算歳入が計上されているがその扱いはどうなるのか。
⇒今後、歳入の減額補正を行う予定でいる。

（意見）

○学校現場や既存活動団体との調整については、丁寧にコミュニケーションを図りながら進める必要がある。

【令和8－6】について、決定

【令和8－7】 （仮称）印西市エリアビジョン策定基本方針(案)について 【企画政策課】

本市では、将来の人口減少や高齢化の進行による地域の活力低下等の課題に対応するため、既存の地域ならではの個性を生かし、相互に補完し合う「多極・循環型のまちづくり」を進めることで、まち全体の活力維持や持続可能なまちの実現を目指している。

このような背景から、客観的データに基づきエリアごとの特性を分析するとともに、地域特性を生かしたエリア別のまちづくりの方向性を明確化することを目的に本ビジョンを策定する。この方針は本ビジョンの策定にあたっての基本的な方針として策定するもの。

（審議の経過）

【資料の補足説明なし】

○名前に「仮称」がついているが、変わる可能性もあるか。
⇒名称は専門家会議などの検討過程を経て決定されていく予定である。

（意見）

○各部局、各団体が用いているエリア区分がバラバラとならないよう、できる限り整合を図ってほしい。

○地区別人口や年齢構成、施設配置など、基礎データを十分に踏まえた検討が不可欠である。市民にとっても分かりやすく、地域の姿が具体的にイメージできるビジョンとしてほしい。

【令和8－7】について、決定

【令和8－8】 （仮称）印西市ブランディング策定基本方針(案)について 【企画政策課】

本市では、将来の人口減少や高齢化の進行による地域の活力低下等の課題に対応するため、これまでの本市のイメージを深化させ、新たなブランドの構築を進めることで、持続可能なまちの実現を目指している。

本戦略は、本市の新たなブランドを築き、市外からの転入を促進するとともに、市民の皆様の定住意向を高めることで、移住・定住の促進につなげることを目的としており、この方針は本戦略の策定にあたっての基本的な方針として策定するもの。

（審議の経過）

【資料の補足説明なし】

（意見）

○新たなプロモーションとなるので、庁内で調整しながら検討を進める必要がある。

【令和8－8】について、決定

政策決定会議付議書

整理番号	令和8-4	付議年月日	令和8年6月11日
所管部課名	スポーツ振興課		
件名	第2次印西市スポーツ推進基本計画策定基本方針（案）について		
理由及び概要	スポーツ基本法第10条において、市町村は、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、現行の「印西市スポーツ推進基本計画」が令和8年度に計画最終年度を迎えることから、令和9年度を初年度とする「第2次印西市スポーツ推進基本計画」を策定するため、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画策定の体制、策定スケジュールなど基本的な方針について策定するもの。		
これまでの経緯	令和4年3月に「印西市スポーツ推進基本計画」を策定し、各種スポーツ施策を推進してきた。 第2次計画の策定に向け、令和7年11月5日から11月25日にかけて団体ヒアリングを、そして令和8年2月9日から2月28日まで市民アンケート調査を実施し、市民ニーズや課題の把握を行った。 また、令和8年4月30日にスポーツ推進審議会を開催し、令和7年度事業報告、令和8年度事業計画及びアンケート調査結果について報告・協議を行った。		
関係法規	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）		
対応方針	市民ニーズや地域課題を的確に把握し、実効性のある施策を取りまとめるため、市民アンケートの実施に加え、関係団体等へのアンケートや意見聴取等を経て策定を予定。		

注 ※の欄は記入しない。

第2次印西市スポーツ推進基本計画 策定基本方針（案）

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等により、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。国では、平成 23 年 6 月にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念や国及び地方公共団体の責務が明確化されました。

本市では、平成 20 年 3 月に「スポーツ振興基本計画」を策定し、スポーツ施策の推進に取り組んできました。

平成 29 年 12 月策定の「教育振興基本計画」において、教育振興、生涯学習、スポーツ、文化芸術の 4 分野を包括し、市の施策を総合的に展開してきました。

その後、行政組織改革基本方針に基づき、「市民の健康の増進」を目標とした組織再編を実施し、スポーツを通じた健康づくりをより効果的に推進するため、スポーツ振興課を教育部から健康子ども部へ移管しました。これにより、スポーツ施策と健康施策の連携強化を図るとともに、スポーツ分野の施策を体系的・計画的に推進するため、スポーツ施策を独立した計画として位置づけ、推進してきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動の制限や大会・イベントの中止等が生じ、「する・みる・ささえる」といったスポーツとの関わり方が大きく変化しました。

現在は社会活動の回復が進む一方で、運動不足や体力低下、フレイル等の健康課題、子どもの運動・スポーツ機会の偏り、指導者や担い手の不足、施設利用の集中や予約方法など、スポーツの機会や環境に関する課題が顕在化しています。

加えて、熱中症対策をはじめ、安全・安心にスポーツに親しめる環境整備の重要性も高まっています。

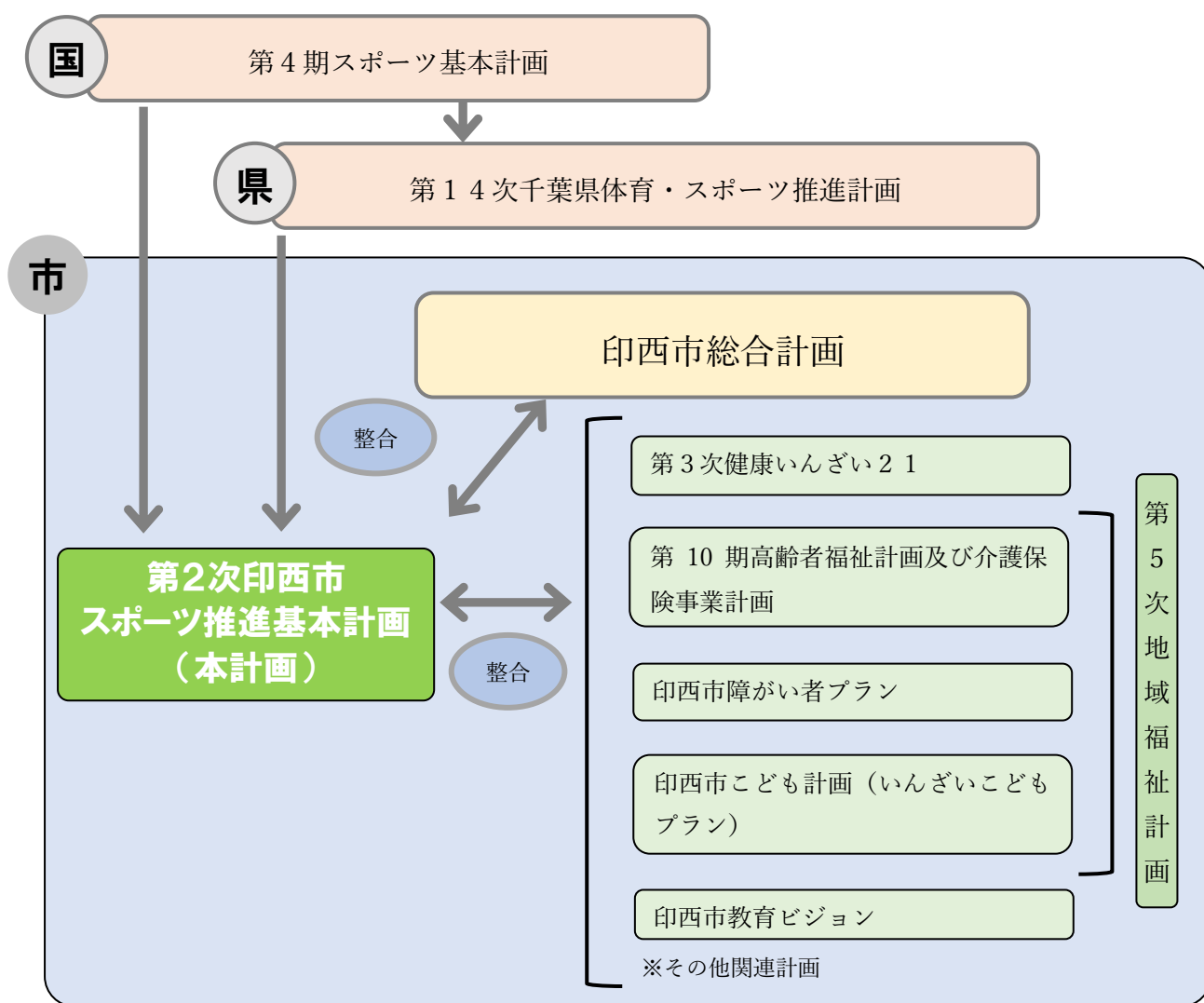
こうした状況を踏まえ、本市の地域資源や既存施設・既存事業を有効活用するとともに、情報発信の充実や参加機会の拡大、関係団体・学校・民間等との連携強化により、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、楽しみ、支え合うことができる環境づくりを総合的かつ計画的に推進するため、「第 2 次印西市スポーツ推進基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」として策定するものです。国のスポーツ基本計画及び千葉県のスポーツ関連計画等との整合を図りつつ、印西市総合計画を上位計画として、本市のスポーツ分野に関する施策の方向性と取組を体系的に示す部門別計画として位置づけます。

また、スポーツを通じた健康づくり、子どもの体力・運動機会の確保、共生社会の実現（障がい者スポーツ等）、地域コミュニティの活性化等を推進するため、第3次健康いんざい21、印西市こども計画（いんざいこどもプラン）、印西市教育ビジョン、地域福祉等の関連計画をはじめ、公共施設の整備・運営に関する計画等とも連携し、関係部署・関係団体との協働により、スポーツ施策を総合的かつ計画的に推進します。

【関係図】



3. 計画期間

「第2次印西市スポーツ推進基本計画」の計画期間は令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5カ年とします。

なお、上位計画である「印西市総合計画」や関連する各分野計画との整合を図るとともに、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、一定期間ごとに見直しを行うことを前提として、5年間の計画期間とします。

【本計画及び関連計画の期間】

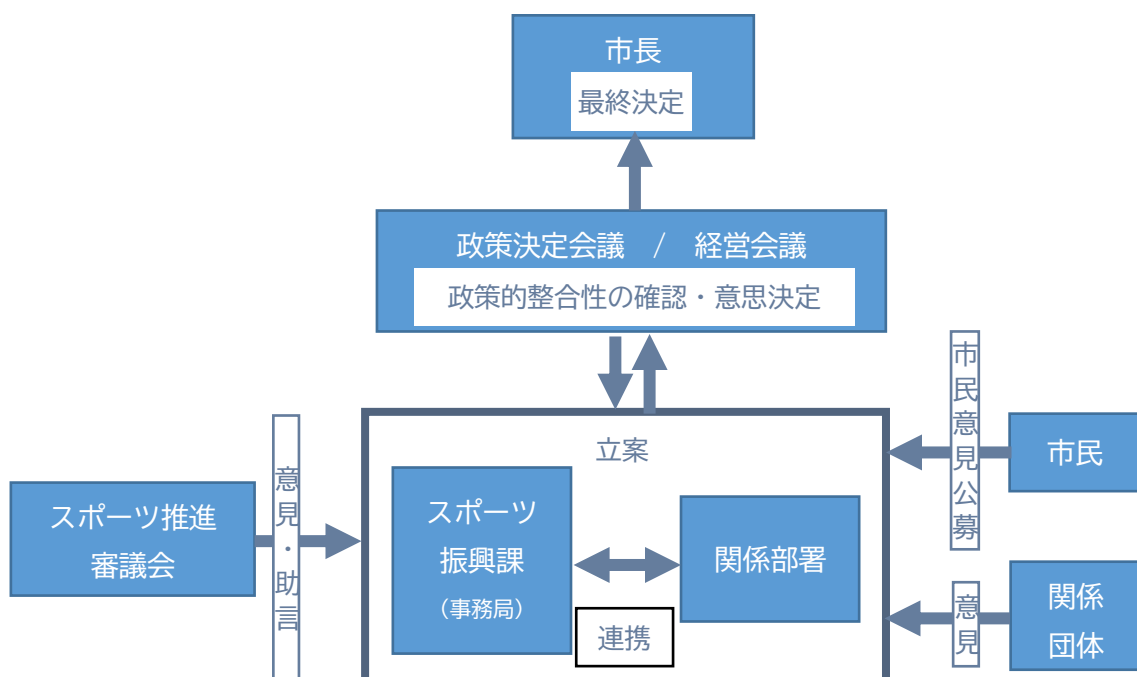
年度（令和）	8	9	10	11	12	13
主な計画						
印西市総合計画 （令和3年度～ 令和12年度）						
第3次 健康いんざい21 （令和7年度～ 令和18年度）						
印西市教育ビジョン						
第2次印西市 スポーツ推進基本計画 （本計画）						

4. 計画策定の体制

計画策定にあたっては、市民ニーズや地域課題を的確に把握し、実効性のある施策を取りまとめるため、市民アンケートの実施に加え、関係団体等へのアンケートや意見聴取等を行い、多様な視点から検討を進めます。

また、新たな施設整備に偏ることなく、既存施設・既存事業の有効活用、情報発信の充実、参加機会の拡大など、実現可能で継続的な施策を重視して計画を策定します。

【体制のイメージ図】



- ・事務局は、資料収集、骨子・素案の作成、会議運営、関係部署との調整を行い、整合性及び施策との連動性を確認します。
- ・スポーツ推進審議会では、専門的知見から意見をいただき、素案の内容をブラッシュアップします。

5. 策定スケジュール

令和8年6月	計画策定基本方針（案）の作成、 経営会議・政策決定会議への付議（策定基本方針）
6月～10月	計画素案の作成
11月	庁内照会
11月～12月	経営会議、政策決定会議への付議（素案）
12月	計画素案の策定
12月～令和9年1月	市民意見公募（パブリックコメント）の実施
2月～3月	計画の決定、公表

政策決定会議付議書

整理番号	令和8-5	付議年月日	令和8年6月11日
所管部課名	生涯学習部生涯学習課		
件名	（仮称）印西市生涯学習ビジョン策定基本方針について		
理由及び概要	本市では、「印西市教育大綱」と「第3期教育振興基本計画」を一本化し、令和8年度から令和12年度までを期間とする「印西市教育ビジョン」を策定したところである。同ビジョンは、本市の教育の方向性を示すものであるが、主として学校教育を中心に、こどもの学び、教職員、学校と地域の連携等に重点を置いた構成となっている。このため、全世代の市民を対象とした学び、社会教育施設の役割、文化芸術・文化財の継承、市民活動との連携などについては、教育ビジョンと相互に補完しながら、別途、体系的に整理する必要がある。 以上を踏まえ、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、その学びを生活や地域の中で生かすことができる生涯学習社会を実現するため、（仮称）印西市生涯学習ビジョンを策定するもの。		
これまでの経緯	令和8年4月から、生涯学習部を中心とした関係部局で策定に向け検討を開始した。		
関係法規	教育基本法（平成18年法律第120号） 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 （平成2年法律第71号） 社会教育法（昭和24年法律第207号）		
対応方針	市内ワーキンググループにより、既存事業の成果・課題から現状を把握し、有識者や関係者等の意見等を踏まえ、総合教育会議での議論を中心に策定をすすめる。		

注 ※の欄は記入しない。

(仮称) 印西市生涯学習ビジョン
策定基本方針（案）

1. 策定の趣旨

人生 100 年時代、テクノロジーの進展、地域コミュニティの希薄化などにより、市民一人ひとりの学びを取り巻く環境は大きく変化しています。

市民が生涯を通じて学び続けることは、知識や技能の習得にとどまらず、生きがいや自己実現、健康で心豊かな生活を実現するため、重要な役割を有しています。今後は、こうした一人ひとりの学びを、地域における活動や人とのつながりの中で活かし、その成果を地域全体に還元していくという視点が求められています。

また、地域課題が多様化・複雑化する中にあっては、行政のみならず、市民、団体、企業等がそれぞれの立場で地域に関わり、住民自治を支える基盤としての学びの在り方についても検討する必要があります。

本市においては、これまで公民館、図書館、文化施設等をはじめとする社会教育・生涯学習の場を通じて、多様な学習機会の提供、青少年の健全育成、文化芸術活動の振興、文化財の保存・活用などに取り組んできました。一方で、市民ニーズの多様化、施設の老朽化、担い手の確保、地域活動の継続、専門的な人材の役割整理など、今後の生涯学習施策を総合的に検討すべき課題も生じています。

また、本市では、「印西市教育大綱」と「第 3 期印西市教育振興基本計画」を一本化し、令和 8 年度から令和 12 年度までを期間とする「印西市教育ビジョン（以下、「教育ビジョン」という。）」を策定したところです。同ビジョンは、本市の教育の方向性を示すものでありますが、主として学校教育を中心に、こどもの学び、教職員、学校と地域の連携等に重点を置いた構成となっています。

このため、全世代の市民を対象とした学び、社会教育施設の役割、文化芸術・文化財の継承、市民活動との連携などについては、教育ビジョンと相互に補完しながら、別途、体系的に整理する必要があります。

以上を踏まえ、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、その学びを生活や地域の中で活かすことができる生涯学習社会を実現するため、（仮称）印西市生涯学習ビジョン（以下、「本ビジョン」という。）を策定いたします。

2. 計画期間

計画の期間は、印西市総合計画（第2次基本計画）及び教育ビジョンと整合を図るため、令和10年度から令和12年度までの3か年とします。以降は、同理由により、5か年とします。

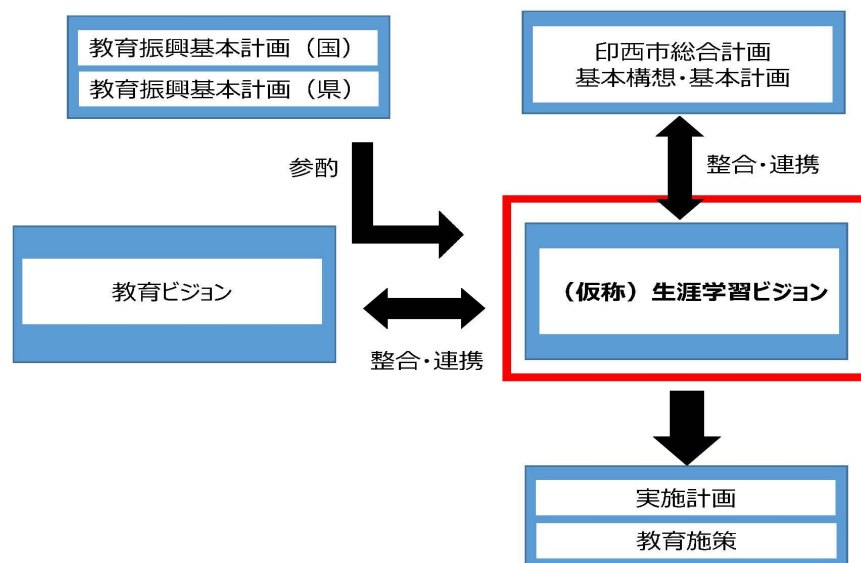
ただし、法制度の大幅な改正や社会動向に大きな変化があった場合には、計画期間中であっても見直しを行うものとします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
市										
	総合計画基本構想（10年）R3～R12									
	第1次基本計画（5年）R3～R7					第2次基本計画（5年）R8～R12				
	教育大綱（5年）R3～R7					教育ビジョン （5年）R8～R12				
	第1期	第2期教育振興基本計画 （4年）R4～R7								
								(仮称)生涯学習ビジョン （3年）R10～R12		
国										
	第3期		第4期教育振興基本計画							
県										
	第3期教育振興基本計画				第4期教育振興基本計画					

3. 上位計画・関連計画との関連

本ビジョンは、国及び千葉県の教育振興基本計画を参酌し、印西市総合計画（基本構想・基本計画）及び教育ビジョンと整合・連携を図り定めるものとします。

また、計画内容については、基本的な方針や目標を定めるものとし、具体的な取組については、毎年度策定している実施計画や教育施策で推進し、評価していきます。



4. 策定体制及び方針

市長部局と教育委員会で構成する庁内ワーキンググループにより、既存事業の成果・課題から現状を把握し、検討すべき論点を明確化します。その論点に対する仮説を立て、以下の手法により検証し、有識者や関係者の意見を踏まえ、総合教育会議での議論を中心に策定を進めます。

また、関係審議会等には、随時、進捗状況を報告していきます。

■検討手法

- ①有識者講演（総合教育会議）
- ②先進地視察
- ③市民アンケート（ワークショップ含む。）
- ④関係団体、施設利用者等へのヒアリング

5. 策定スケジュール（案）

年度	令和8年度													令和9年度												
項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合教育会議 先進地視察			●		●		●		●	●				策定に向けての議論等												
教育委員定例会			●												●					●					●	
		策定基本方針確定												進捗状況の報告							素案の確定		計画案の確定			
政策決定会議			●																	●					●	
		策定基本方針確定																		素案の確定		計画案の確定				
庁内ワーキング グループ		仮説検証													素案の作成										計画案の作成	
印西市議会															●						●					
														進捗状況の報告							素案作成報告					
市民意見聴取		アンケート、ヒアリング等													パブコメ											
関係審議会			●	進捗状況の報告																			●			●
		策定基本方針の説明																		素案の報告		計画案の報告				

計画の決定及び公表

計画の決定及び公表

※本スケジュールは、現時点での案であり、変更になる可能性があります。

政策決定会議付議書

整理番号	令和8-6	付議年月日	令和8年6月11日
所管部課名	生涯学習部生涯学習課		
件名	印西市アフタースクール事業の実施について		
理由及び概要	小学校の放課後において、地域社会との交流及び連携を図りながら、希望する児童に対し、放課後に様々な体験や学習ができる場を提供し、体験格差の解消を図るとともに、安全かつ安心な居場所を提供することにより、児童の健全な心身の成長を図ることを目的として実施するもの。		
これまでの経緯	共働き世帯の増加等を背景に学童クラブの申込数が増加し、多様な体験機会へのニーズも高まっていることから、既存事業を補完する新たな放課後支援策としてアフタースクール事業を検討してきた。令和9年1月の滝野小学校及び牧の原小学校での先行導入に向け、実施規則の整備を進めるとともに、対象校と引き続き調整を行っている。		
関係法規	・印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第22号） ・児童福祉法（昭和22年法律第164号） ・社会教育法（昭和24年法律第207号） ・生活保護法（昭和25年法律第144号）		
対応方針	令和9年1月導入に向けて、印西市アフタースクール事業実施規則を調整し、本事業を実施する。		

注 ※の欄は記入しない。

政策決定会議付議書

整理番号	令和8-7	付議年月日	令和8年6月11日
所管部課名	企画財政部企画政策課		
件名	（仮称）印西市エリアビジョン策定基本方針（案）について		
理由及び概要	本市では、将来の人口減少や高齢化の進行による地域の活力低下等の課題に対応するため、既存の地域ならではの個性を活かし、相互に補完し合う「多極・循環型のまちづくり」を進めることで、まち全体の活力維持や持続可能なまちの実現を目指している。 このような背景から、客観的データに基づきエリアごとの特性を分析するとともに、地域特性を活かしたエリア別のまちづくりの方向性を明確化することを目的に本ビジョンを策定するものとし、本方針は本ビジョンの策定にあたっての基本的な方針について策定するもの。		
これまでの経緯	・（仮称）印西市エリアビジョン策定支援アドバイザーからの支援により、地域診断・課題分析を実施。		
関係法規			
対応方針	関係部署と連携するとともにアドバイザーや専門家の意見により内容のブラッシュアップを図り、市民意見公募を経て策定を予定。		

注 ※の欄は記入しない。

(仮称)印西市エリアビジョン 策定基本方針(案)

1 策定の趣旨

本市では、これまで印西市総合計画における「土地利用基本構想」や印西市都市マスタープランにおいて土地利用の方針を定め、地域特性を活かした都市づくりや魅力あるまちづくりを推進してきました。

しかしながら、千葉ニュータウン事業の計画的な市街化区域の開発は概ね完了し、近い将来には人口減少に転じる可能性が高まっているほか、既に人口減少が進んでいる地域では、高齢化の進行による地域の活力低下などが課題となっています。

このような中で、令和8年3月に策定した印西市第2次基本計画において新たに定めた経営戦略では、本市が直面する課題を踏まえ、地域の価値を高めるまちづくりを主体的に進める取組の一つとして、既存の地域ならではの個性を活かし、それらをつなぐことで、人と経済の好循環を生み出す「多極・循環型のまちづくり」を進めていくこととしています。

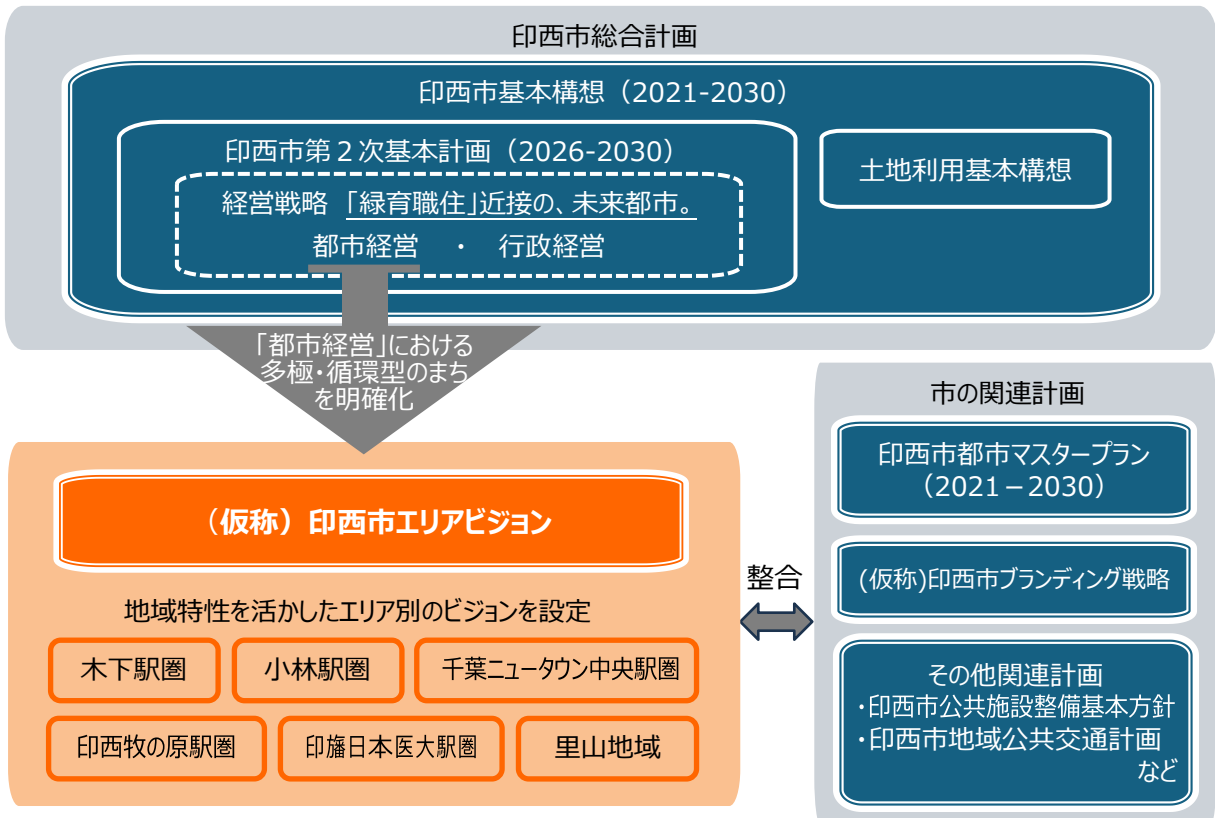
こうした背景から、客観的データに基づきエリアごとの特性を分析するとともに、これらの地域特性を活かし相互に補完し合うエリア別のまちづくりを明確化するため、「(仮称)印西市エリアビジョン(以下「エリアビジョン」という。)」を策定するものです。

2 エリアビジョンの期間等

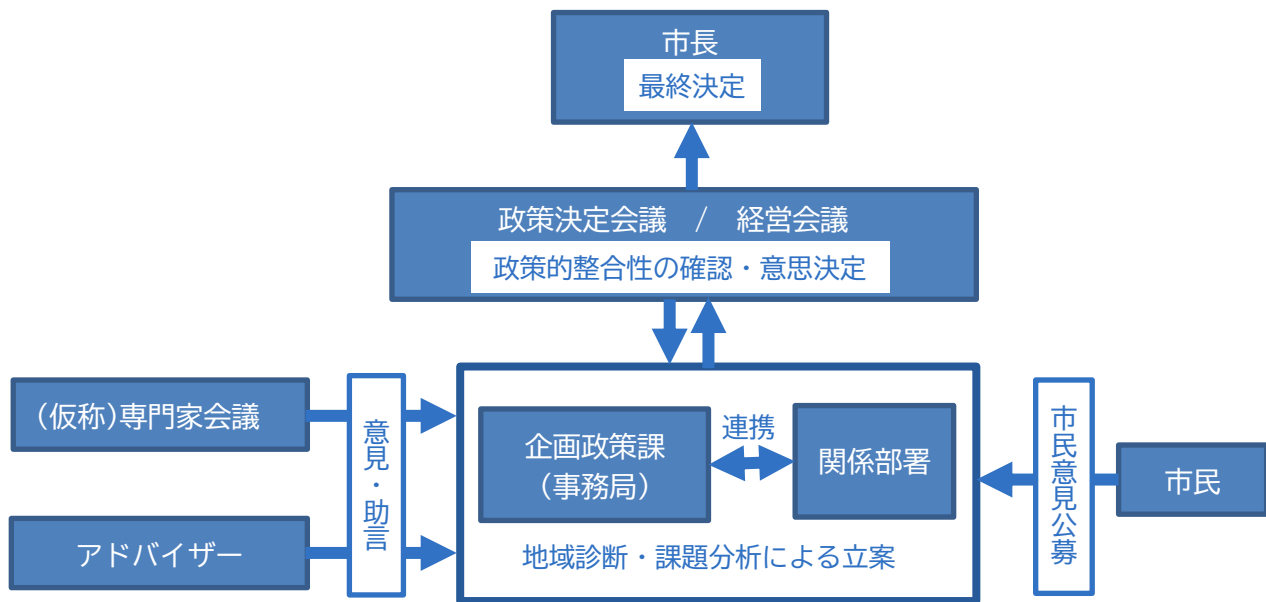
本エリアビジョンは、エリア別のまちづくりの長期的な方向性を示すものであるため、特定の期間を設けないこととします。なお、社会経済情勢や人口動態の変化などを踏まえ、必要に応じて内容の更新や見直しを柔軟に行うものとします。

3 エリアビジョンの位置づけ

本エリアビジョンは、経営戦略における都市経営の基本目標及び施策の方向性を踏まえ策定します。策定にあたっては、印西市都市マスタープランをはじめとする市の関連計画や令和8年度策定予定の(仮称)印西市ブランディング戦略との整合を図るものとします。



4 策定体制



(1) エリアビジョン策定支援アドバイザーとの協議

アドバイザーの支援により、地域診断・課題分析に基づく立案を行い、エリアビジョン(素案)をまとめます。

(2) (仮称)専門家会議

エリアごとのまちづくりの方向性について専門的知見から意見をいただき、エリアビジョン(素案)をブラッシュアップします。

(3) 経営会議・政策決定会議

エリアビジョン(素案)について経営会議及び政策決定会議において、政策的整合性を図るとともに意思決定します。

(4) 市民意見公募(パブリックコメント)

政策決定会議を経て策定したエリアビジョン(案)について、市民意見公募を実施し、市民意見を把握します。

(5) 市長

市民意見公募(パブリックコメント)を経て策定したエリアビジョンについて、市長が最終決定します。

5 策定スケジュール

令和8年 5月～6月	策定基本方針(案)の作成、 経営会議・政策決定会議への付議(策定基本方針)
5月～12月	地域診断・課題分析、素案の作成
12月	庁内照会
令和9年 1月	経営会議・政策決定会議への付議(素案)
令和9年 1月～2月	市民意見公募(パブリックコメント)の実施
令和9年 2月～3月	エリアビジョン最終決定、公表

政策決定会議付議書

整理番号	令和8-8	付議年月日	令和8年6月11日
所管部課名	企画財政部企画政策課		
件名	（仮称）印西市ブランディング戦略策定基本方針（案）について		
理由及び概要	本市では、将来の人口減少や高齢化の進行による地域の活力低下等の課題に対応するため、これまでの本市のイメージを深化させ、新たなブランドの構築を進めることで、持続可能なまちの実現を目指している。 本戦略は、本市の新たなブランドを築き、市外からの転入を促進するとともに、市民の皆様の定住意向を高めることで、移住・定住の促進につなげることを目的としており、本方針はこの戦略の策定にあたっての基本的な方針について策定するもの。		
これまでの経緯	・令和8年3月、経営戦略を包含した第2次基本計画を策定し、この中で新たに経営ビジョンとして「「緑育職住」近接の、未来都市。」と決定（本ビジョンはブランディングアドバイザーの助言を受け、作成） ・経営ビジョンを具現化したコンセプト及びロゴを検討		
関係法規			
対応方針	関係部署と連携するとともにアドバイザーや専門家の意見により内容のブラッシュアップを図り、市民意見公募を経て策定を予定。		

注 ※の欄は記入しない。

（仮称）印西市ブランディング戦略 策定基本方針（案）

1 策定の趣旨

本市ではこれまで、「印西市シティプロモーションプラン」に基づき、市内外への魅力発信や市民のシビックプライドの醸成等に取り組んできました。これらの取組もあり、子育て世代を中心とした転入が続き、人口増加と一定の評価の獲得につながってきたと考えられます。

しかしながら、本市の人口は令和 12（2030）年頃をピークに減少へ転じることが見込まれており、本市は今、これまでの人口増加を前提としたまちづくりからの転換という大きな節目に立っています。今後、将来にわたって持続可能なまちであり続けるためには、これまで築き上げてきた「住みよさ」という強みに加え、自然・教育・仕事、すべてが揃う本市の特徴を経営ビジョンである『「緑育職住」近接の、未来都市。』をベースに効果的に広め、本市ならではの価値と個性を明確にし、これまでの本市のイメージを深化させ、新たなブランドを築き上げる必要があります。

本戦略は、「印西市第 2 次基本計画」における経営戦略、とりわけ経営ビジョンの『「緑育職住」近接の、未来都市。』を具現化したコンセプトに基づき、ターゲット設定を含めまちの価値を高める施策を戦略的に展開していきます。これにより、本市の新たなブランドを築き、市外からの転入を促進するとともに、市民の皆様の定住意向を高めることで、移住・定住の促進につなげることを目的とします。

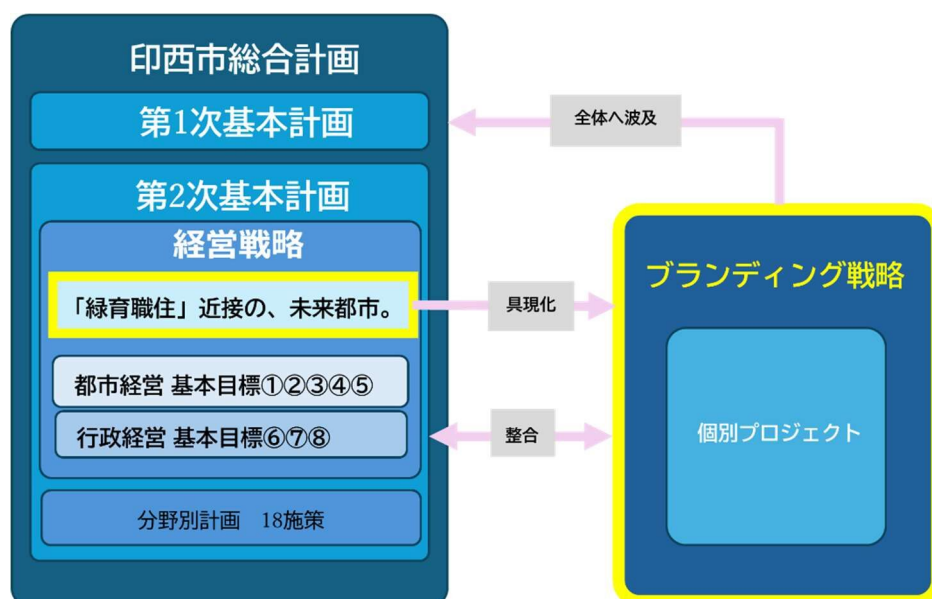
2 ブランディング戦略の期間等

本戦略は、移住・定住施策の効果が発現するまでに時間を要することから、特定の期間を設けないこととします。なお、社会情勢やニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて内容の更新や見直しを柔軟に行うものとします。

3 ブランディング戦略の位置づけ

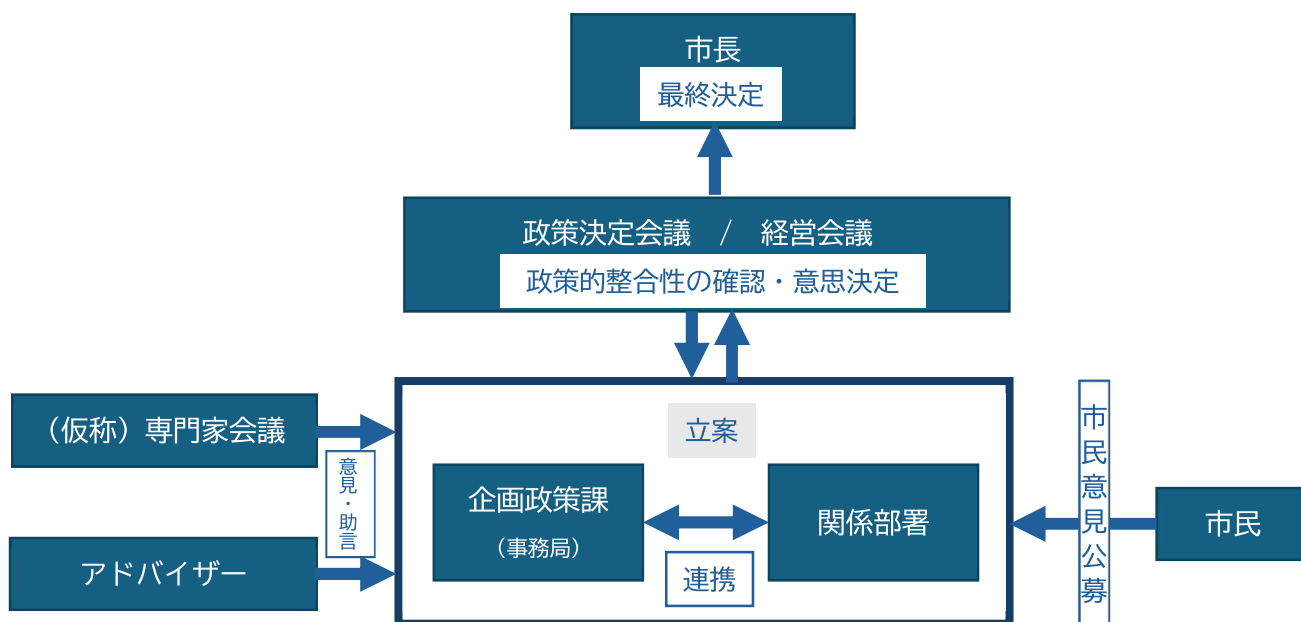
本戦略は、市の最上位計画である印西市総合計画の将来都市像の達成に向け、新たに策定した経営戦略の経営ビジョンをもとに、まちの価値を向上させ、ブランディングしていくものです。総合計画が将来都市像を示し、経営戦略がその実現に向けた方向性を示すのに対し、本戦略は、将来都市像及び経営ビジョンを踏まえ、本市のブランディング施策推進の指針として示すものです。

（図：ブランディング戦略の位置付け）



4 策定体制

本戦略の策定は、庁内の関係部署が連携して進めるものとし、経営戦略との整合性及び施策との連動性を確認するものとします。あわせて、アドバイザーによる助言を受けるとともに、（仮称）専門家会議に諮り、専門的な見地から意見をいただきながら内容の充実を図るものとします。



- ・事務局は、資料収集、骨子・素案の作成、会議運営、関係部署との調整、経営戦略との整合性及び施策との連動性を確認します。
- ・関係部署は企画政策課と連携し、経営戦略との整合性及び施策との連動性を確認します。
- ・アドバイザーとの協議により、本戦略の核となる考え方、構成及びプロジェクトについて助言を受け、素案を作成します。
- ・（仮称）専門家会議では、専門的知見から意見をいただき、素案の内容をブラッシュアップします。

5 策定スケジュール

時期	段階
令和8年5月初旬	① 策定基本方針（案）の作成
5月中旬～下旬	② 経営会議・政策決定会議への付議（策定基本方針（案））
6月～10月	③ 素案の作成
11月	④ 庁内照会
令和9年1月	⑤ 経営会議・政策決定会議への付議（素案）
1月～2月	⑥ 市民意見公募（パブリックコメント）の実施
2月～3月	⑦ ブランディング戦略最終決定、公表